

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第41回本部員会議

日時：令和5年 3月10日(金) 11時00分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルス感染症については、全国と同様に、本県においても、新規感染者数の減少傾向が続いています。

こうした中、国においては、1月27日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5月8日から5類に変更することが決定されました。

また、2月10日には、マスクの着用について、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられることを基本とする旨の考え方が示され、来週13日から適用されることとなっています。

こうした国の方針を踏まえ、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインの改定がされており、日常を取り戻す新たな段階への準備が進んでいます。

本日の本部員会議は、こうした状況を踏まえ、今後の対応を協議するものです。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議題（1）現在の感染状況等について

・事務局説明（健康福祉部審議監）

別添資料1より説明

3 議題（2）新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

・事務局説明（防災危機管理課長）

別添資料2より説明

4 議題（3）3月13日以降のマスク着用に伴う対応について

・事務局説明（防災危機管理課長）

別添資料3より説明

5 各部局発言

・環境生活部長

環境生活部からは、やまぐち安心飲食店認証制度の認証基準の改正について、報告いたします。令和3年8月から運用を開始しているやまぐち安心飲食店認証制度については、国の認証基準案の改正を踏まえ、3月2日に本県の認証基準を改正し、事業者等にお知ら

せしたところでは、

改正の内容としては、パーティション、チェックリスト等の基準を緩和し、基準項目数を、30項目から20項目に減らしました。

また、食事中以外のマスク着用を推奨するよう定めていましたが、これについても、3月13日から廃止することとしています。

なお、本制度は、このように基準を大幅に緩和し、引き続き継続することとなります。

・副教育長

教育委員会からは、学校での対応について、報告させていただきます。

資料2の2ページの上段にお示ししておりますとおり、3月13日から適用される、マスク着用の考え方の見直しについては、学校では4月1日からとされております。

なお、卒業式においては、国からの通知により児童生徒及び教職員はマスクを着用せず出席することが基本とされており、県内の各学校においては、地域や学校の実情に応じて適切な実施に努めているところです。

また、4ページの「(3) 学校等の対応」にありますように、年度内は従来どおりの感染対策を講じた上で、学校教育活動を継続することとしており、4月1日からは、今後の国の通知を踏まえて検討することとしております。

県教委としましては、児童生徒等の健やかな学びが保証できるよう、関係部局や市町教委と連携しながら、引き続き必要な感染症対策に取り組んでまいります。

・総務部長

総務部からは、2点、報告させていただきます。

まず、県職員に係る感染防止対策についてです。

3月13日以降も、基本的な感染防止対策を継続することとなりますが、このうち、マスクの着用については、先ほど事務局から説明のありました「国の基本的対処方針」の見直しに準じ、職員の判断に委ねることを基本とします。

その上で、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染防止のため、職場での来客対応時や出張時等に高齢者等と接する場合や、通勤時・出張時等に混雑した電車・バスに乗車する場合などは、職員にマスクの着用を推奨することとします。

なお、高齢者等重症化リスクの高い方と接する機会の多い所属においては、それぞれの所属長の判断によりまして、所属職員に対し、状況に応じて適切にマスクの着用を求めることとします。

次に、私立学校に対する対応についてです。

先ほど、副教育長から説明のありました県立学校の対応について、各私立学校に対して情報提供を行うとともに、各校の実情に応じ、適切に対応いただくよう要請してまいります。

6 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員及び事務局から、本県の現在の感染状況や、今後の県の対応について報告がありました。

報告にもありましたが、本県の新規感染者数は減少傾向にあり、確保病床使用率も低下傾向にあります。年度末に向けて、人流の活発化による感染の再拡大が懸念されます。こうした中、来週13日からは、マスク着用の新しい考え方が適用されるとともに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが改定されています。

県民の皆様におかれましては、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とし、マスクの着用が効果的な場面などでは、マスクの着用を推奨していますので、国や県のホームページ等を参考にしてください。

また、事業者の皆様におかれましては、マスク着用の考え方等について、国の方針が反映された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底してください。なお、マスクの着用に関しては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。

来週13日からの感染防止に係る取組の詳細については、資料4「県民の皆様・事業者の皆様へのお願い」のとおりとなりますが、今後、県のホームページやSNS等を通じて、皆様にお知らせします。

各部局においては、来週からの感染防止に係る取組の変更を踏まえ、各所属において取組を徹底するとともに、県民・事業者の皆様にも周知していただくようお願いし、本日の会議を終了いたします。